

返金規定（一般職紹介用）

第 1 条（目的）

本規定は、株式会社ヒトプラット（以下「当社」という。）が行う有料職業紹介サービスにおいて、当社が紹介した求職者（以下「紹介人材」という。）が就業開始後に短期間で退職した場合、紹介手数料の一部を返金条件を定めるものです。

第 2 条（返金対象）

1. 返金の対象となるのは、当社が紹介し、求職者と貴社との間で雇用契約が成立した後、求職者が以下の理由で退職した場合です。
 - (1) 求職者本人の都合による退職
 - (2) 貴社の都合による解雇（懲戒解雇を除く）
2. 以下の場合は返金対象外とします。
 - (1) 天災地変その他不可抗力による退職
 - (2) 求人者が当初の労働条件を変更したことによる退職
 - (3) 契約期間満了による雇用契約終了（更新なしの場合を含む）
 - (4) 双方合意による円満退職

第 3 条（返金率および期間）

就業継続期間	返金割合
就業開始日から 14 日以内	100%
15 日以上 1 か月以内	80%
1 か月超～2 か月以内	50%
2 か月超～3 か月以内	20%
3 か月超	0%

第 4 条（返金手続き）

1. 求人者は、紹介人材が退職した場合、退職日から 7 日以内に当社へ書面または電子メールにて通知しなければなりません。
2. 当社は退職事実を確認後、原則として 30 日以内に返金を行います。

3. 返金は、求人者から受領した紹介手数料を限度とし、求人広告費・交通費等の実費は返金対象外とします。

第5条（適用範囲）

1. 本規定は、雇用形態（正社員・契約社員・パート）を問わず適用します。
2. 契約期間が3か月未満の場合は、当該契約期間の終了をもって返金義務は消滅します。

第6条（その他）

本規定に定めのない事項は、職業安定法および有料職業紹介事業運営規則等の法令の定めに従うものとします。